

令和4年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

消費税率（国・県）の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費の財源とし、その充当について明らかにすることとされておりますので、以下のとおり明示します。

令和4年度決算額                      【うち社会保障財源化分】

地方消費税交付金                      166,331 千円                      92,322 千円

(単位：千円)

事業名		事業費	うち一般財源	
			( ) は、増収分交付金充当額	
社会福祉	児童福祉事業 (保育関係経費、子ども医療費など)	361,086	130,060	( 29,543 )
	高齢者福祉事業 (自立継続サポート事業、老人施設入所経費など)	16,961	16,654	( 3,692 )
	障害者福祉事業 (障害福祉サービス等給付事業、自立支援医療給付費など)	130,034	29,799	( 6,462 )
	小 計	508,081	176,513	( 39,697 )
社会保険	国民健康保険	53,077	22,151	( 4,616 )
	介護保険	94,598	90,046	( 22,160 )
	後期高齢者医療	84,438	71,610	( 16,617 )
	小 計	232,113	183,807	( 43,393 )
保健衛生	予防対策事業 (予防事業)	63,148	22,172	( 4,616 )
	健康対策事業 (健康増進事業、がん検診推進事業など)	27,327	20,760	( 4,616 )
	小 計	90,475	42,932	( 9,232 )
合 計		830,669	403,252	( 92,322 )

※事務費、事務職員の人件費（特別会計への事務費、人件費繰出しを含む）は、事業費から除いています。